

東京芸術劇場自動販売機による清涼飲料水等の 販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人東京都歴史文化財団東京芸術劇場では、劇場利用者のサービス向上のため、劇場内に自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者を、下記の条件により募集いたします。

1 募集事業者

東京芸術劇場における自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者

2 運営事業者による販売商品の種類

清涼飲料水等

3 運営事業者による販売商品の形状及び種類

缶・ペットボトル・瓶の単独販売または併売、若しくは、紙コップによる販売とする。

自動販売機1台あたり、最低18セル以上とすること。

なお、紙コップによる販売の場合は、自動的に蓋のできる機種によること。

4 募集事業者数及び設置自動販売機数

募集事業者数 5者

自動販売機設置台数 計10台

「1運営事業者」当たり、自動販売機2台設置

詳細は、別紙1「グループ別募集事業者数（予定）一覧」のとおり。

グループ毎に設置場所及び台数を指定しております。

5 運営事業者の応募資格及び要件

(1) 過去3年間に営業販売に関し、食品衛生法又は食品製造等取締条定に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けていない者

(2) 国税及び都税等の未納がない者。

(3) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができる者。

(4) 下記「8 経費負担」に示す経費負担ができる者。

6 契約期間及び運営開始日

平成29年4月上旬から平成33年3月31日までの期間とする。

契約締結日及び運営開始日は、運営事業者と東京芸術劇場との間で協議の上、個別に決定する。

7 運営条件

(1) 自動販売機の設置及び維持・保守及び補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。

(2) 販売事業の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等を、運営事業者の費用

負担で行い、その結果を、東京芸術劇場に報告しなければならない。

- (3) 事前に設置する自動販売機の機種、デザイン等及び販売する商品の品目及びその販売価格は、あらかじめ協議の上、東京芸術劇場の承認を受けなければならない。これらの変更についても同様とする。
- (4) 運営事業者は、毎月、自動販売機の販売管理手数料として固定額及び売上額に一定率を乗じて得た額を合算して東京芸術劇場に支払うこと。
- (5) 運営事業者は、自動販売機の稼動に要した光熱費相当額を、東京芸術劇場の定める方法により支払わなければならない。
- (6) 運営事業者は、商品の補充、空き容器・代金の回収及び自動販売機周辺の清掃その他本商品の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (7) 自動販売機の故障その他商品の安全衛生に充分配慮し、自動販売機の故障及び購入者その他第三者とのトラブルについては、運営事業者の費用と責任において迅速に処理すること。
- (8) その他詳細については、運営事業者と東京芸術劇場との間で協議の上取り決めるものとする。

8 契約条件その他

- (1) 東京芸術劇場は、運営事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 運営事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 東京芸術劇場は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
 - イ 運営事業者が契約条件に違反をしたとき
 - ウ 運営事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団との指定管理者の指定を取り消す等の場合
- (4) 契約が終了した場合には、運営事業者は1週間以内に自らの負担で現状回復すること。

9 経費負担

運営事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

- (1) 自動販売機設置作業に関わる諸経費
- (2) 電気メーターによる使用電気料
なお、電気メーターは、運営事業者が持ち込むこと。
- (3) 販売管理手数料（月払い）
固定額（1, 684円／台）以上及び売上額に一定率を乗じて得た額の合算額

10 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
質問は、平成29年1月23日（月）正午までに、FAX又はEメールで受け付けます。

なお、電話での問合せおよび1月23日（月）正午以降の質問は、一切受け付けません。

（2）質問項目

質問項目は、項目ごとに簡潔明瞭に記述してください。売上金額が推測される質問にはお答えできません。

（3）回答

質問事項を集約したものを、質問者全員に、平成29年1月27日（金）までに、FAXまたはEメールで回答します。

1.1 審査内容及び結果

（1）書類審査の実施

提出された書類にもとづいて書類審査を実施し、応募者全員に対して書類審査の可否を通知します。

なお、応募者からの提出書類は、審査の結果にかかわらず返却いたしません。

（2）審査結果は、平成29年2月下旬までに、採否にかかわらず書面にて通知します。

なお、審査の内容及びその結果についての問合せには、一切応じません。

1.2 応募書類の提出先及び提出期限

応募者は、平成29年2月3日（金）（必着・郵送）までに、所定の別紙2「自動販売機清涼飲料水等販売管理運営事業者募集応募届」（HP上からダウンロード）及び次の書類を、東京芸術劇場に提出すること。

（1）「応募届」

（2）「会社案内」

（3）「企画提案書」10部（うち9部は社名等を抹消）

「企画提案書」の書式は、自由書式（規格：A4判、左綴じ）とするが、以下の項目は、必ず提案すること。

イ 設置予定自動販売機の機種及びその規格（機種カタログの添付でも可）

ロ 自動販売機1台における販売ができるメーカー及びその商品・価格等

ハ 販売管理手数料

設置予定の自動販売機別に、明示すること。

ニ 商品の補充及び空き容器の回収頻度等

ホ 故障、トラブル時の対応等

ヘ PRその他

（提出先） 東京芸術劇場 管理課 管理係

〒171-0032 東京都豊島区西池袋1-8-1 電話 03（5391）2112

1.3 スケジュール（予定）

募集要項配布	平成29年1月10日（火）～平成29年2月3日（金）
質問受付締切	平成29年1月23日（月）正午
質問回答送付	平成29年1月27日（金）
応募書類提出期限	平成29年2月 3日（金）
運営事業者決定・通知	平成29年2月中旬から下旬

契約締結

平成29年3月上旬以降

*スケジュールは、予告なく変更することがある。

参考 「東京芸術劇場の概要」

1 劇場概要

(1) 名 称

東京芸術劇場

(2) 所在地

東京都豊島区西池袋一丁目8番1号

(3) 敷地面積

13,290.44 m²

(4) 延面積

9,739.00 m²

(5) 構造種別

鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

(6) 階 数

地下4階、地上10階

(7) 主要施設

A ホール施設

ア 大ホール（コンサートホール） 1,999席（可動席を含む）

イ 中ホール（プレイハウス） 834席

ウ 小ホール1（シアターイースト） 272～324席（可変）

エ 小ホール2（シアターウエスト） 195～257席（可変）

B 芸術文化創造活動施設

ア リハーサル室 6室

イ 会議室 8室（シンフォニースペースを含む）

ウ 展示ギャラリー 2室

エ 展示室 2室

問合せ・書類提出先

東京芸術劇場（担当：田村、折原）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-8-1

電話 03（5391）2112

FAX 03（5391）2215

E-mail tenant-kanri@geigeki.jp